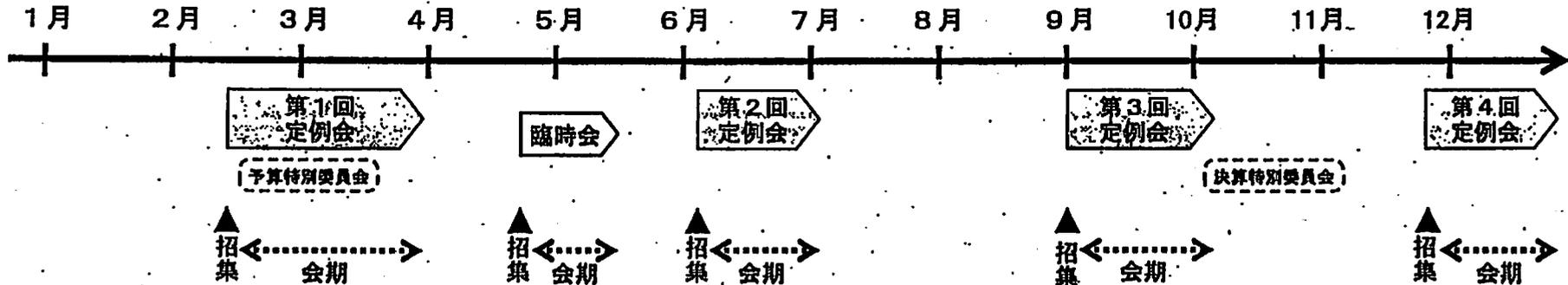


地方議会の会期のあり方の見直し(基本イメージ)

(改正前)

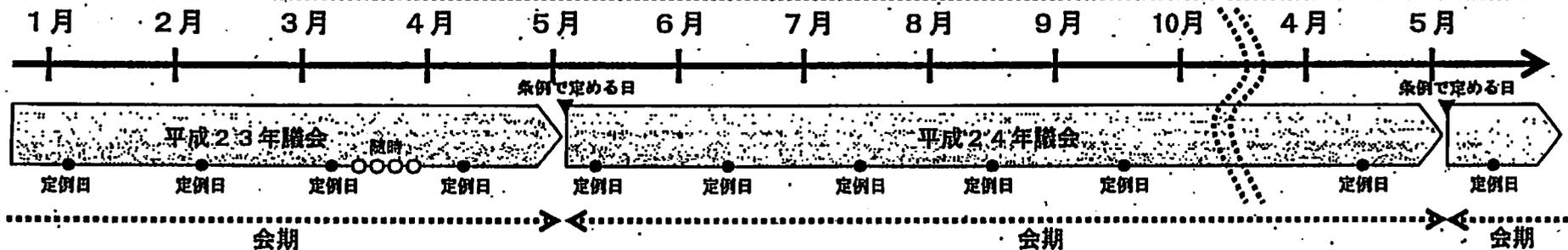
- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。



(新制度
選択制)

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。
- ・ 長等が出席できない正当な理由を議長に届け出たときは、出席義務を解除する。

【運用イメージ】 毎月第2水曜日、18時から20時まで
 (予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託)



出典：総務省作成資料（地方自治法の一部を改正する法律及び大都市地域における特別区の設置に関する法律の公布・施行に伴う説明会資料）

【参考（地方自治法関係部分抜粋）】

- 第 101 条 普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する。
- 2 議長は、議会運営委員会の議決を経て、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
 - 3 議員の定数の 4 分の 1 以上の者は、当該普通地方公共団体の長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができる。
 - 4 前 2 項の規定による請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、請求のあつた日から 20 日以内に臨時会を招集しなければならない。
 - 5 第 2 項の規定による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。
 - 6 第 3 項の規定による請求のあつた日から 20 日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第 1 項の規定にかかわらず、議長は、第 3 項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては 10 日以内、町村にあつては 6 日以内に臨時会を招集しなければならない。

7 (略)

- 第 102 条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。
- 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
 - 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
 - 4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
 - 5 前条第 5 項又は第 6 項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第 2 項又は第 3 項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

6, 7 (略)

- 第 102 条の 2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。
- 2 前項の議会は、第 4 項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したもののみなす。
 - 3 第 1 項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
 - 4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から 30 日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第 1 項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
 - 5 第 3 項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
 - 6 第 1 項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
 - 7 普通地方公共団体の長は、第 1 項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては 7 日以内、町村にあつては 3 日以内に会議を開かなければならない。
 - 8 第 1 項の場合における第 74 条第 3 項、第 121 条第 1 項、第 243 条の 3 第 2 項及び第 3 項並びに第 252 条の 39 第 4 項の規定の適用については、第 74 条第 3 項中「20 日以内に議会を招集し、」とあるのは「20 日以内に」と、第 121 条第 1 項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第 243 条の 3 第 2 項及び第 3 項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第 252 条の 39 第 4 項中「20 日以内に議会を招集し」とあるのは「20 日以内に」とする。

- 第 121 条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長に届け出たときは、この限りでない。
- 2 第 102 条の 2 第 1 項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への出席を求めるに当たっては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。